

監 査 報 告 書

平成30年4月19日

公益社団法人日本橋法人会
会 長 三田 芳裕 殿

公益社団法人日本橋法人会
監 事 村田 謹一郎

公益社団法人日本橋法人会
監 事 福田 昭三

私たち監事は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの事業年度の理事の職務の執行について監査を行いましたので、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第99条第1項（同法第197条において準用する第99条1項）並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第33条第2項の規定に基づき本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

私たち監事は、理事及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び使用人等からその職務の執行について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を開覧し、業務及び財産の状況を調査しました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書並びに財産目録等について、監査しました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表及び正味財産増減計算書）及びその附属明細書並びに財産目録等について、監査しました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一 事業報告及び附属明細書は、法令及び定款に従い、当法人の状況正しく示しているものと認めます。

二 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違える重大な事実はありません。

三 内部統制システムの整備に関する理事会決議及びその体制下の理事の職務の執行は、相当であると認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書並びに財産目録等の監査結果

計算書類及びその附属明細書並びに財産目録等は、当法人の財産および損益の状況をすべて重要な点において、適正に表示しているものと認めます。

以上